

事務連絡  
平成 26 年 10 月 23 日

正会員 事務局長 各位

公益社団法人全国産業廃棄物連合会  
専務理事 森谷 賢

特殊貨物船舶運送規則の改正に伴う事務手続き等について  
(国海査第 452 号 (平成 22 年 12 月 1 日付け) の一部改正)

当連合会の事業の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

件名について、国土交通省海事局検査測度課より、平成 26 年 9 月 30 日付け、国海査第 247 号にて、当連合会に周知依頼がまいりました。

つきましては、貴職におかれましては、当該規制強化の内容について傘下会員企業への周知をお願い申し上げます。

なお、その概要につきましては、国土交通省のプレスリリース (別添 3) も合わせてご参照ください。

今次改正のポイントは「液状化物質」の荷送人に係る内容が主体です。したがって、当業界においては、産業廃棄物の輸送に船舶を用い、かつその産業廃棄物が液状化物 (種別 A) (別添 4) の物質に該当する場合 (または新たな国内査定において液状化物と査定された場合) が規制強化の対象となりますことを申し添えます。

#### 記

<添付書類>

別添 1. 国土交通省周知依頼文

「特殊貨物船舶運送規則の改正に伴う事務手続き等について (国海査第 452 号 (平成 22 年 12 月 1 日付け) の一部改正」平成 26 年 9 月 30 日付け、国海査第 247 号

別添 2. 国土交通省周知依頼文 別紙

国海査第 452 号 (平成 22 年 12 月 1 日付け) 新旧対照表

別添 3. 「海上輸送される固体ばら積み貨物に係る規制の改正について」 (平成 26 年 10 月 1 日付け、国土交通省海事局検査測度課) Press Release

別添 4. 液状化物 (種別 A) の一覧

以上

(担当: 調査部 日浦)